

令和8年度

事業計画書

社会福祉法人
平川市社会福祉協議会

令和8年度 社会福祉法人平川市社会福祉協議会 事業計画書

〔基本理念〕

「地域の人たちと共に考え、共に築き、
共に歩む福祉社会を目指します」

〔基本姿勢〕

1. 住民の声を大切にし、住民主体の地域福祉を推進します
2. 行政・関係機関・団体との連携を強化し、協働による支援体制を構築します
3. 人の尊厳と権利を尊重し、誰一人取り残さない支援を行います
4. 地域の実情に即した柔軟で継続的な取り組みを行います

〔重点方針〕

1. 地域福祉活動の推進：
町内会、民生委員、企業、社会福祉法人、ボランティア等と連携し、見守り活動や交流の場づくりを通じて、地域のつながりを強めます。また、小地域福祉活動や住民主体の取り組みを支援し、地域力の向上を図ります。
2. 総合的な相談支援体制の充実
高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者など、分野や制度の枠を超えた相談支援を行い、関係機関と連携しながら、早期支援・重層的支援につなげます。
3. 福祉サービスの質の向上と安定的運営
介護保険事業等をはじめとする各種福祉サービスについて、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するとともに、安定的かつ効率的な事業運営を行います。

4. ボランティア活動・人材育成の推進

地域福祉を支える人材の確保と育成を進め、ボランティア活動への参加促進と活動しやすい環境づくりを行います。世代を超えた参加を促し、地域に根ざした担い手づくりを進めます。

5. 組織基盤の強化

透明性と信頼性の高い組織運営に努めるとともに、職員の専門性向上と働きやすい職場環境づくりを推進します。また、財政基盤の安定化を図り、持続可能な社協運営を目指します。

〔目指す社協の役割〕

平川市社会福祉協議会は、地域の「つなぎ役」「支え役」として、住民とともに課題を考え、解決に向けて行動する中核的な地域福祉推進団体であり続けます。

〔基本目標〕

1. 法人経営の基盤強化
2. 総合相談・援助体制の確立
3. 地域生活支援の強化
4. 地域福祉事業における住民参加の促進
5. 福祉教育・ボランティア活動の推進
6. 低所得者・障がい者等の自立支援
7. 介護保険事業・総合支援事業・障がい福祉事業の経営
8. 共同募金配分事業の効果的实施
9. 指定管理者事業・受託事業の効果的運営

〔事業内容〕

1. 法人経営の基盤強化

(1) 理事会・評議員会・正副会長会議の開催

本会の経営を担う理事会、評議員会を定期的に開催します。
社会福祉制度改革に基づいた、ガバナンス（内部統制）強化や透明性の確保等への対応に取り組めます。

(2) 各種部会及び委員会の設置、開催

専門的事項について、法人の経営に参画または会長の諮問に答え、意見具申を求めため、定款第33条に基づき部会および委員会を設置、開催します。

(3) 職員レベルの会議、委員会等の開催

課長会議、連絡調整会議、事業管理者会議、広報誌・公式ホームページ・ソーシャルネットワーキングサービス委員会を開催します。

(4) 第4次地域福祉活動計画の周知と実施

第4次地域福祉活動計画を年次別実施計画に合わせて推進するとともに、計画の進行管理を行います。併せて、第4次地域福祉活動計画の周知を図ります。

(5) 監査の実施

本会の事業、会計の適正な運営を図るため、監事による定期監査を実施します。

(6) 青森県、平川市の所轄庁による指導監査

本会の事業、介護保険事業、受託事業等について、指導助言を受けます。

(7) 苦情解決に関する第三者委員の設置・運営

本会の事業のサービス利用者からの苦情に対し、社会福祉法第82条を踏まえた本会の規程に基づき、利用者の権利と利益の保護に資するため、迅速な改善を図ります。

(8) 個人情報保護に関する管理

サービス利用者の個人情報を、適正に管理します。

(9)理事、監事、評議員の研修会開催および本会事業への参加

役員、評議員の研修会、本会事業への参加機会を設けて、変動する社会福祉の事業や制度に関して、学習する機会を設けます。

(10)職員研修の実施

職員の専門性・資質の向上および福祉意識の共有を図るため、内部研修、外部研修を積極的に実施します。

(11)機関紙「社協だより」の発行

本会の各種事業等の情報を掲載した機関紙「社協だより」を年2回発行します。

(12)SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の運用

各種情報の提供、事業のピーアール、各種申請様式のダウンロード等のツールとして、ホームページの運用及び更新を図ります。

また、Facebook と Instagram を効果的に活用し、タイムリーな情報をお届けします。

さらに、会議等の案内はメールやLINEを活用して、経費の節減に努めます。

(13)会費・一般寄付金の募集

本会の自主財源となる会費と一般寄付金の果たす役割は非常に大きく、会員の増強を目標として、募集方法の検討や更なる趣旨の理解に努めます。

特に、取引先や平川市内の企業・団体に対して、会員の増強に努めます。

また、寄付金では、新小学1年生に図書カードを贈呈する「きみの一冊応援プロジェクト」に多くの方が賛同いただけるよう、目的型の寄付金として多様な申し入れができるよう拡張します。

(14)ふるさと寄付金の募集

住民に親しまれる「社協」を目指し、マスコットキャラクター（リンゴの花の妖精）を作成しました。ポロシャツ等のオリジナルグッズを製作し、ふるさと寄付をした方には、オリジナルグッズの返礼品を差上げています。

個人の方で、「ふるさと」を応援したい、貢献したいという思いを寄付金というかたちで受付し、本会が実施する地域福祉活動を推進するための財源として、各種の地域福祉事業に活用します。

(15) キミの一冊応援プロジェクトの実施（令和9年度の新小学1年生が対象）

新小学1年生に図書カード2,000円を贈呈するキミの一冊応援プロジェクトを継続して実施いたします。

以下、4つの取組から原資を募ります。①当会に寄せられる寄付金、②市内事業所等に募金箱の設置、③企業等と寄付つき商品の開発・販売による寄付金、④プルタブ等資源リサイクル回収換金。

(16) 共同募金運動の実施

共同募金の趣旨を踏まえ、地域の課題やニーズに合った事業計画を立案し、住民に対して、配分金の用途を明確にした情報提供を行います。

今年度も、平川市共同募金委員会と協同で「赤い羽根ピンバッジ」を作成して、共同募金運動の普及活動に活用します。

(17) 出前型寄付金等の実施

色々な形での寄付の文化を定着させるため、関係団体等と連携しながら市内外の様々なイベントブースの設置等を行います。

また、市内の市民活動団体と協働し、寄付イベントを開催します。

(18) ひらかわ法人等連絡会事務局運営

平川市内の19法人26事業所により構成されており、地域共生社会実現に向けて、制度の狭間にある問題等に対応するため、複数法人の連携により解決に取り組めます。

2. 総合相談・援助体制の確立

(1) ふれあい相談所の開設

全ての住民を対象に、総合的に対応した相談体制を整備します。

また、広域的な相談窓口の開設やあらゆる社会資源（ふれあいテレフォン等）を活用して、個々の生活支援も含めて問題の解決に向けた、相談と援助を一体的に提供する相談援助機関の確立に努めます。

- ①特別相談所 (年 6回) 10:00~12:00 青森県司法書士会
- ②広域法律相談所 (年11回) 10:00~12:30 小田切・米山法律事務所
- ③電話相談、出張相談(随時) 社会福祉士、在宅介護支援センター相談員等
- ④一般相談、介護相談(月曜~金曜) 9:00~17:00 同上
- ⑤メール相談 受付 365日・24時間
 対応(月曜~金曜) 9:00~17:00 社会福祉士

(2) 平川市及び専門機関との連携、協力

本会の相談は、あらゆる相談に対応するため、他の社会資源と有機的に連携します。

また、必要に応じ、他の専門機関へも個人情報保護を踏まえたうえで、情報提供を含め協力します。

(3) 広報活動の実施

あらゆる媒体を利用し、相談情報の提供を行います。

- ①心配ごと相談所年間日程表（年1回・社協だよりへ掲載）
- ②社協ホームページへの掲載（随時）

3. 地域生活支援の強化

(1) 共生ミーティングの開催（新規）

地域共生社会の実現を念頭に住民のニーズや地域課題に対して、地域住民やボランティア、各種団体、法人、企業、施設等の様々な社会資源によるプラットフォーム形成を目指したミーティングを実施します。

- ①活動の中心となる住民ニーズや地域課題の把握、事業アンケートからのニーズの精査
- ②課題に対応するための関係者ミーティングの開催
- ③共生型サービス・事業の実施

(2) 支える人を支える寄付金・負担金の検討（新規）

支える側支えられる側という垣根を取り払う地域共生社会の実現を推進するために、生活支援業務や各種ボランティアが無償で実施している平川市社協独自のサービス（除排雪、草刈り、引っ越し等）の利用者に対する寄付金や負担金の在り方を検討します。

(3) 日常生活自立支援事業の実施（基幹社協）

高齢者や障がいのある方が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う日常的な金銭管理を行います。

また、地域包括支援センター等の関係機関と連携した取組みを行います。

- ①専門員の配置（社会福祉士等）
- ②基幹社協として、管内社協（大鰐町社協）との連携
- ③生活支援員（管内社協）に対する支援
- ④専門員及び生活支援員に対する各種研修会、セミナーへの参加

(4) 成年後見サポートセンターの運営

精神上的の障がいや知的障がい、認知機能の低下によって判断能力が十分でない

方々が、社会生活において様々な法律行為を必要とする場合に、相談から申立ての支援、成年後見人の受任まで総合的に支援します。

また、判断能力や法律行為の必要性に応じて、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行をスムーズに行えるよう支援します。

また、弘前圏域権利擁護支援センターとの連携を図ります。

(5) 権利擁護と成年後見セミナーの開催

成年後見等権利擁護関係制度の周知を図るために成年後見セミナーを開催するとともにセミナー受講者が、市民後見人や生活支援員として活躍できる機会の提供を目指します。

(6) 雪に対する生活支援の実施

市民の雪に対する各種相談を受付し、状況に応じて小規模除排雪事業を実施している町会や福祉会（部）または、有償で除排雪を実施する市内の業者等を紹介します。生活保護世帯以外の近隣市町村に身寄りのない低所得者の場合は、相談者の雪の状況に合わせて、関係機関や広域的な除雪ボランティアの協力を得ながら、軽微な除排雪を実施します。（ボランティア市民活動センター、ひらかわ法人連絡会との連携を図ります）

(7) 子育て応援ネット事業（平川・黒石・藤崎・田舎館社協の広域事業）の実施

地域の子育て力の一助並びに、子どもを安心して生み育てる環境を整備する一環として、保育サービスの担い手として養成した「保育サポーター」の派遣等による子育て家庭の支援を図ります。

- ① 保育サポータースキルアップ研修会
- ② 子育てサロンの開設支援

(8) 車いすの貸出（有料）

市内の在宅の要援護者、障がい者等に介護やねぶた祭り、桜祭り等のイベントに参加するための短期的な車いすの貸出を行います。

4. 地域福祉事業における住民参加の促進

(1) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業

① ほのぼの交流協力員事業の実施

住民ボランティアが地域内のひとり暮らし高齢者等に対して、定期的な友愛訪問や見守り活動を行います。

加えて、様々な機関と連携し、生活困窮を含むニーズ発見のためのネットワークや課題解決に向けた住民による共助体制の構築を図ります。

また、住民の生活を支援する様々な関係者を参加対象とした研修会を開催し、生活支援者の質の向上を図ります。

②ボランティア活動促進事業（ボランティア活動保険）

ほのぼの交流協力員が安心してボランティア活動が行えるようにボランティア活動保険を掛けて支援します。

(2)ふれあいいきいきサロン推進事業

誰もが気軽に歩いて参加できる場所を拠点に、参加者が自ら企画し、運営する小地域（グループ）での生きがい活動を支援します。

また、生活支援体制整備事業の通いの場等への発展を推進します。

①ふれあいいきいきサロン開催グループへの支援、協力

社会資源の紹介、物品の貸出し、情報提供等により側面からサロンを支援すると共に新たなサロンの設置を推進します。

②ふれあいいきいきサロンの普及、啓発

(3)地域ふれあい交流会開催事業

住民相互の交流保持と地域におけるネットワーク推進を図るため、児童から高齢者まで地域の誰もが参加できる交流会を開催する町会に助成金を交付します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業としての発展を推進します。

①ふれあい交流会開催地域への支援、協力

交流会開催に必要な物品の貸し出しや関係機関との調整、チラシ作成、情報提供を行い交流会の開催を支援します。

②情報交換・意見交換会の開催（出前講座、総合事業の推進）

(4)小地域福祉活動事業の推進

小地域における福祉の仕組み作りを目的に、ほのぼの交流ネットワーク活動を基盤とした、地域独自の福祉活動を支援します。

必須事業には、町会の世帯数に応じた助成金を交付します。

また、特定事業も選択した場合には、事業に応じた助成金を上乗せ交付します。

①ふれあいホットサロン事業の推進（選択事業）

小地域福祉活動事業の選択事業で、65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象とした小地域での会食サービス事業を行う町会及び福祉会（部）に対して助成金を交付します。

②小規模除排雪事業の推進（選択事業）

小地域福祉活動事業の選択事業で、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯及び

障がい者世帯を対象に、道路除排雪後の雪の固まり除去や生活路の確保をするために除雪ボランティアを配置した町会及び福祉会（部）に対して助成金を交付します。

また、平川市で実施する小規模除排雪事業支援補助金も活用し、小規模除排雪事業の推進を図ります。

③特定助成金（選択事業）

小地域福祉活動事業の選択事業で、通常活動のほか個別開催している先駆的地域福祉事業に対して、内容を精査の上で助成金を交付します。

(5)自主防災組織との連携

災害の発生を想定し、町内の要援護者の把握のみならず、有事に活用できる人的・物的社会資源も記載した地図や名簿の作成等を自主防災組織と連携して行い、災害の発生に備えるとともに、防災意識の高揚や地域内での減災に取り組む体制作りを啓発します。また、身近な災害として雪害に対する自主防災組織の取り組みを支援します。

(6)緊急通報システム「福祉安心電話サービス事業」の実施

ひとり暮らし高齢者等を対象として、協力員および遠方家族、消防、警察等のネットワークによる緊急時（急病、火災）の対応や協力員による地域での見守体制を構築します。

①通報機器の管理

②事業のPR及び設置希望者調査

③新規設置世帯および協力員等説明会の開催（随時）

④ふれあいテレフォンの実施

(7)ひとり暮らし高齢者よりあい処事業（旧 会食サービス事業）

ひとり暮らし高齢者を対象に、月1回よりあい処を開設し、参加者相互間での交流の場とし、社会参加と生きがいの機会とします。

①食事会（4回）・・・食生活改善推進委員会の協力による栄養バランスの取れた食事を提供します。

②外出会（2回）・・・日常生活への刺激づくりや生きがい活動として外出行事を企画し、買い物や観光を行います。

③交流会（6回）・・・それぞれの地域（3地域）において、集まり語らう自由な時間とします。食事は各自で持ち込みになります。

④地域会（随時）・・・各地域で開催される食事を伴うイベントをご紹介します、会食サービスの地域移行を促進します。

(8) 愛の輪レクリエーション事業（青森県社会福祉協議会指定事業・予定）

市内全体の障がい児・者、その家族、ボランティア、関係者が一堂に会し、レクリエーションを通じて交流し、互いの親睦と融和を図るとともに、この機会を通じて障がい児・者の日常的な社会参加や自立生活支援に係わる課題について、当事者・関係者が話し合う場を形成します。

(9) 三世代交流ふれあい広場の開催

児童と高齢者等が一堂に集い、昔遊び等を通して、地域住民と交流を図りながら、お互いの親睦を深めることを目的として、開催します。

5. 福祉教育・ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの基本方針

介護予防・日常生活支援総合事業や地域共生社会実現といった、国の施策や災害発生後の被災地支援といった観点から、地域住民や有志によるボランティア活動の重要性が増しています。

このような流れから年齢、性別、障がいの有無などに関係なく、誰もがその思いや能力、経験を生かしたボランティア活動が行えるような受け皿が必要です。

ボランティア市民活動センターでは、ボランティアや市民活動を実践している方々が、自分の可能性を発見し、いつでも、どこでも、身近で楽しく、主体的にボランティア活動に参加できる体制の構築を図ります。

- ① ボランティアに関する情報の提供及び啓発
- ② ボランティアに関する相談、登録、斡旋（法人等連絡会による連携含む）
- ③ ボランティアに関する養成、研修、講座
- ④ ボランティア活動保険等の加入促進
- ⑤ ボランティア連絡協議会との連携
- ⑥ ボランティア市民活動センターに対する命名権（ネーミングライツ）の検討・実施

(2) 災害ボランティアセンター設置協定に関する連携

平川市と締結した「災害時におけるボランティアセンターの設置等に関する協定」について、有事に対応するため平常時から市と連携を図ります。

(3) 災害ボランティアネットワークの構築

近年、様々な大規模災害が発生し、緊急時に速やかに対応できる体制作りが求められており、災害救援マニュアル等に基づきながら地域住民と共に災害ボラン

ティアネットワークの構築を図ります。

(4) 福祉教育の推進

① ボランティア活動推進校指定事業

福祉教育の推進を図るため、平川市内の小学校、中学校、高等学校を対象にボランティア活動推進校を募集します。

② 福祉体験事業の開催

市民全体を対象として、福祉に関する普及啓発を目的に、体験型イベント等を企画し、「福祉の心」の醸成に努めます。

③ 学校連絡会の開催

平川市内の小学校、中学校、高等学校の担当教員と福祉教育、ボランティア等の福祉に関する情報交換会を開催して、福祉ニーズを共有します。

また、福祉ニーズや福祉意識調査の結果等を参考に学校関係者と協働する事業の企画等について、検討します。

④ 社会福祉士実習（大学生等）の受入れ

実習受入マニュアルに基づき、実習指導者研修を修了した実習スーパーバイザー（社会福祉士）が中心となり、組織内の共通認識のもとに次世代の福祉を担う人材育成を支援します。

(5) 福祉情報出前講座事業の講師派遣・斡旋

平川市内の学校、町内会や各種団体から申込みを受け付けて、職員の派遣または講師を斡旋して、福祉の広報活動として、出前講座を実施します。

今後の本事業の在り方について、ひらかわ法人等連絡会と協議していきたいと思います。

(6) 平川市コミュニティネットワーク（Community Network）ロゴ・ステッカーの作成

平川市コミュニティネットワークは、法人連携をはじめとした、各種団体・企業・住民との繋がりが見える化を目的としており、「平川市 Community Network」のロゴ・ステッカーを作成し、一体感を醸成します。

<ステッカーの効果や活用方法>

① ながら見守り活動

ステッカーを車輛や建物等の見える場所に貼っていただき、基本的には、日常生活や通常業務を送りながらの見守りを行う。車両は、登下校中のこどもや認知症徘徊等のちょっとした異変を察知、建物は、避難場所として機能します。

② 防犯対応

多くのステッカーが地域の目となることで、空き巣や訪問販売等の犯罪抑止に地域ぐるみで取り組んでいることをアピールする。

③啓発活動

繋がりの見える化を見守りや地域防犯につなげるために市民は勿論の事、学校や法人、各種団体に啓発活動を行う。

6. 低所得者・障がい者等の自立支援

本会では、低所得世帯の自立支援を目的として、以下の事業を行います。

(1) たすけあい資金の貸付

本会が行う世帯更生に向けた生活支援、自立援助のための貸付資金となります。

(2) 生活福祉資金の貸付

「総合支援資金」、「福祉資金」、「緊急小口資金」、「教育支援資金」等対象世帯の自立更生を目指して、資金の貸付と民生委員の指導援助の併用により、生活意欲の助長促進と生活の安定を目的に貸付します。

また、生活困窮者自立支援事業との連携を図っていきます。

(3) 長期生活支援資金の貸付

一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付します。

(4) 要保護者世帯向け長期生活支援資金の貸付

生活保護受給申請者に対し、一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付します。なお、本事業は、生活保護に優先する事業となります。

(5) よかったらどうぞBOXの設置（フードバンク事業）

市民・企業等から善意の食糧等の寄付物品を生活困窮者等の生活支援に役立てます。

(6) 社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」の実施

社会福祉制度改革への対応として、青森県社会福祉協議会主体のネットワークに参加し、福祉制度のはざまにいる人を対象とした総合相談、経済的支援、食料の提供、就労・社会参加等の支援活動を実施します。

(7)NHK歳末たすけあいの配分（共同募金配分事業）

手をつなぐ親の会と母子寡婦福祉会の当事者団体による合同クリスマス会を開催することにより、会員相互、団体間、親子間のふれあい交流を図ります。

(8)障がい者通園（所）助成事業

心身障がい者が、10月から3月までの平川市外の就労支援施設、作業所等に通園する際の交通費を助成することで、生活の支援を図ります。

平川市内に潜在する対象者へ制度の周知を図るとともに、生活面に関してのニーズの掘り起こしを行い、通園助成以外の生活支援についても検討します。

7. 介護保険事業・総合事業・障がい福祉事業の経営

◎訪問介護事業所・第1号訪問事業

1. 基本方針

利用者が住み慣れた地域で、その人らしい生活ができるよう共に考え、共に歩める支援に努めます。

また、地域共生社会の実現に向けて制度内の支援に留まらず、利用者が抱える課題を地域の課題と捉え、その課題解決に答えられる事業所を目指し、関係機関との協力体制を築いていきます。

2. 事業内容

(1)訪問介護

身体介護（入浴介助、受診介助等）及び生活援助（買物支援、掃除、調理等）、その他必要な支援を行います。

(2)日常生活支援・総合事業（第1号訪問事業）

買物支援、掃除、調理等その他必要な支援を行います。

(3)自費サービス

介護保険サービスを優先とし、介護保険ではできない部分の必要な支援を行います。

3. 重点目標

(1)利用者一人ひとりの生活状況や意向を踏まえ、身体介護・生活援助等を適切に組み合わせ、住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるよう支援します。

(2)職員の専門性向上とチームでの情報共有を重視し、利用者に安心・信頼される質の高いサービス提供に努めます。

4. 研修会、会議、実習計画等

(1)研修会の参加計画

研修計画に基づき、専門職としての資質向上を図るため、研修会への参加の機会を確保します。

(2)会議等

事業所内外問わず必要な会議に出席し、多職種連携のもと適切な事業運営が行われるように努めます。

5. その他

(1)福祉有償運送事業（更新登録の申請）

拾い上げた地域課題の解決に向けて、関係機関との協力及びつなぎの支援を行います。

◎地域密着通所介護事業所・第1号通所事業

1. 基本方針

住み慣れた地域の中で安心してその人らしい生活ができるよう、ご本人の心身の状態等を踏まえ、要介護状態の軽減または悪化防止を重視し、「ここに来るのが一番の楽しみ」と思っただけのような、個々の目的・要望にあったサービス提供に努めます。

地域との共生を意識しながら、地域住民等による支援等の多様なサービスの利用や社会参加を促進していきます。

2. 事業内容

(1)地域密着型通所介護

必要な介護および機能訓練等を提供し、利用者が地域で自立した生活を継続できるように支援します。

(2)日常生活支援・総合事業（第1号通所事業）

心身機能の維持・向上を目的とした支援や交流の機会を提供し、要支援者等が地域での生活を継続できるように支援します。

3. 重点目標

(1)利用者の意思と人格を尊重し、可能な限り自宅でその人らしい生活を送れるように、寄り添った支援を行います。

(2)地域住民との交流を促進することで、閉じこもり防止と社会参加の意欲向上を図り住み慣れた地域での生活継続を支援します。

4. 各種取組

- (1)花でつながる世代間交流
- (2)世代をつなぐ雑巾づくりプロジェクト

5. 研修・会議

- (1)運営推進会議（年2回）
- (2)スキルアップのための研修会
- (3)集団指導への参加
- (4)内部会議（全体会議、管理者会議）
- (5)サービス担当者会議（随時）

◎第1号通所事業・通所型サービスA うぐいす

1. 基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状態等を踏まえながら、地域との共生を意識し、地域住民等による支援等の多様なサービスの利用や社会参加を促進し、自立のための支援および機能訓練等を計画的に行うことにより、利用者の生活機能の維持または向上を目指します。

2. 事業内容

要支援認定者や基本チェックリストに該当する方を対象に、心身機能の維持・向上を目的とした支援や交流の機会を提供し、地域での生活を継続できるよう支援します。

3. 重点目標

- (1)外出機会の創出や地域住民との交流を促進することで、閉じこもり防止と社会参加の意欲向上を図ります。
- (2)利用者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、個々の心身状況に基づいた生活機能の維持、向上を目指します。

4. 各種取組

- (1)花でつながる世代間交流
- (2)世代をつなぐ雑巾づくりプロジェクト

5. 研修・会議

- (1)スキルアップのための研修会
- (2)サービス担当者会議（随時）
- (3)内部会議（全体会議、管理者会議）

◎指定居宅介護支援事業所

1.基本方針

住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活ができるように共に考え、共に築き、そして地域と共に生活できること（歩むこと）が出来る支援に努めます。楽しみや生きがいを持ったいきいきとした生活ができるように、身近な地域資源とつなぎ、意思決定を尊重した支援に努めます。社会資源を活かすことが出来るように、顔の見える連携に努めます。

2.事業内容

介護給付・予防給付・総合事業

- (1)利用相談・契約
- (2)ニーズ把握・課題分析
- (3)ケアプラン作成・説明・同意
- (4)サービス利用調整（サービス担当者会議開催）
- (5)サービス提供開始
- (6)サービス実施状況把握（モニタリング）
- (7)給付管理（給付管理票の作成・提出）

3.重点目標

- (1)利用者の意思決定を尊重し、その人らしい生活ができるように利用者、その家族の思いに添った支援ができるように努めます。
- (2)日常から地域の社会資源、専門職との連携に努め、情報交換、情報共有しながら、専門性を活かした支援がスムーズにできるように努めます。

4.運営・体制整備

- (1)関係機関との情報共有と連携強化

5.研修・会議

- (1)認定調査者現任者研修、介護予防従事者研修
- (2)介護支援専門員法定内、法定外研修 他
- (3)集団指導への参加
- (4)内部会議（全体会議・管理者会議）、苦情対策会議
- (5)平川市地域ケア会議（地域ケア推進会議、自立支援サポート会議）

(6) サービス担当者会議、グループホーム推進会議 他

◎特定相談支援事業所

1. 基本方針

利用者が地域社会の一員として、その人らしい生活を継続しながら自立した生活ができるよう利用者の意思および人権を尊重し、医療・福祉・介護・行政・地域住民等と密に連携して、地域における支援体制の構築を図り、地域資源を活用した保健・医療サービスおよび障害福祉サービス等が、利用者の選択に基づき総合的かつ効率的に提供されるよう支援するとともに、誰もが安心して暮らし続けられる生活環境づくりに努めます。

2. 事業内容

- (1) 利用相談・契約
- (2) ニーズ把握・課題分析
- (3) サービス等利用計画の作成・説明・同意
- (4) サービス調整（担当者会議）
- (5) サービス提供開始
- (6) モニタリング

3. 重点目標

- (1) 利用者の意思と人権を尊重し、その人らしい地域生活の実現に向けた意思決定支援に努めます。
- (2) 関係機関と連携し、生活段階に応じた切れ目のない支援体制の構築に努めます。
- (3) 困難事例にも専門性を活かし、安心して生活を継続できる支援に努めます。

4. 研修・会議

- (1) 相談支援従事者研修・集団指導への参加
- (2) 内部会議、サービス担当者会議、困難事例検討会、苦情対応会議等
- (3) 相談支援部会への参加（年3回）
- (4) 法制度改正や相談支援業務に必要な研修

◎居宅介護・重度訪問介護事業所

1. 基本方針

利用者の方が、住み慣れた地域の中で、その人らしい生活ができるよう、共に考え、共に歩みながら支援します。

また、地域共生社会の実現に向けて制度内の支援に留まらず、利用者が抱える課題を地域の課題と捉え、その課題解決に伝えられる事業所を目指し、関係機関との協力体制を築いていきます。

2. 事業内容

(1) 居宅介護

障害者総合支援法に位置付けられている身体介護（入浴介助、共に行う調理等）、家事援助（調理、洗濯、掃除等）、その他の必要な援助を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

3. 重点目標

(1) 利用者の意思を尊重し、地域でその人らしい生活が継続できる支援に努めます。

(2) 心身の状況に応じた適切な居宅介護・重度訪問介護を提供し、生活の質の向上を図ります。

(3) 関係機関と連携し、切れ目のない支援体制の構築に努めます。

4. 研修会、会議、実習計画等

(1) 研修会の参加計画

研修計画に基づき、専門職としての資質向上を図るため、研修会への参加の機会を確保します。

(2) 会議等

事業所内外問わず必要な会議に出席し、多職種連携のもと適切な事業運営が行われるように努めます。

5. その他

(1) 移動支援事業

拾い上げた地域課題の解決に向けて、関係機関との協力及びつなぎの支援を行います。

◎介護保険事業・総合事業・障がい福祉事業の共通事項

1. 各種取組

(1) 専門職としての価値・知識・技術を高めるため、職員一人ひとりがスキルアップを目指すことで、サービスの質の向上に努めます。また、介護保険法・障がい

者総合支援法並びに関係法令等、コンプライアンス（法令遵守）の理念に基づき、適正な事業運営に努めます。

- (2) サービス提供に関してのマニュアルを適宜見直し、改善し、質の高いサービスを提供します。また、利用者の状態、生活環境の把握、情報共有のため、積極的に関係機関とのミーティングに参加します。
- (3) 感染症や非常災害時における業務継続体制等を検討するため、委員会を年2回、研修を年1回および訓練を年1回実施します。また、業務継続計画を適宜見直します。その他、虐待防止、身体拘束、ハラスメント等に関する研修を実施し、適切な事業運営に努めます。

◎尾上・碓ヶ関在宅介護支援センター事業（受託事業）

1. 目的

在宅の要援護高齢者等又はその家族等からの在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように関係機関との連絡調整等の便宜を供与し、福祉の向上を図ります。

◎平川市地域包括支援センターブランチ事業（受託事業）

1. 目的

在宅の要援護高齢者または要援護となるおそれのある高齢者および介護者に対して、在宅介護の総合的な向上を図ります。

2. 事業内容

- (1) 一般介護予防事業：てんとうむし体操（年22回実施）
- (2) 家族介護者教室の開催（年3回実施）
- (3) 認知症サポーター養成講座の開催（年1回以上）
- (4) 地域住民（高齢者）の実態把握をするとともに介護ニーズ等を評価します。
- (5) サービス基本台帳の整備をします。
- (6) 各種保険福祉サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供および積極的な利用について啓発を行います。
- (7) 在宅介護に関する各種相談に対し、電話、面接、訪問等による総合的な対応を行います。
- (8) 要介護高齢者等の家族等および相談協力員に対する指導・助言を行い、相談協力員との連携を強化します。
- (9) 認知症高齢者の介護を含む家族介護方法の相談、家族介護サービスの利用に関

する相談を行います。

(10)住宅改修に関する相談および住宅改修に係る介護サービスの利用に関する相談を行います。

(11)公的保険福祉サービスの利用申請手続きの受付けおよび代行の便宜を図る等のサービスの適用調整を行います。

(12)平川市地域包括支援センターのブランチ（地域住民の利便性を考慮して、地域住民からの相談を受付け、集約したうえで地域包括支援センターに繋ぐ窓口）として、業務の協力に関する事業を行います。

(13)各関連領域の専門機関との連携を図ります。（認知症・虐待・権利擁護等）

(14)平川市地域ケア会議へ毎月参加します。

8. 共同募金配分事業の効果的実施

共同募金の配分については、住民の自主的な参加による活動により、住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来る、福祉社会実現のための事業に着目した配分を基本的に考えます。

この配分の内容については、寄付者の理解・共感を得ることが重要であり、地域住民の関心も高いことから、配分統計システムの活用による情報の公開を図ります。

- (1)障がい者通園（所）助成事業
- (2)ボランティア活動推進校指定事業
- (3)平川市長寿福祉大会開催事業
- (4)機関紙「社協だより」発行事業
- (5)ひとり暮らし高齢者会食サービス事業
- (6)福祉情報出前講座事業
- (7)地域ふれあい交流会開催事業
- (8)ふれあいいきいきサロン推進事業
- (9)ファミリーサポートセンター事業
- (10)愛の輪レクリエーション事業
- (11)福祉体験事業
- (12)ボランティア市民活動センター事業
- (13)ボランティア連絡協議会助成事業
- (14)過疎地域活性化事業

9. 指定管理者制度事業・受託事業の効果的運営

◎平川市尾上・碓ヶ関地域福祉センターの管理運営（指定管理者制度）

1. 目的（経営方針）

地域福祉センターの管理運営については、指定管理者として適正な管理運営をします。地域福祉センターは、福祉活動の拠点として、市民の福祉ニーズに応じた住民参加による各種事業を行うとともに、地域住民の福祉の推進および福祉意識の高揚を図ることを目的とします。

これは、地域福祉推進を図ることを使命とする本会の目的と合致していることであり、関わる事業を総合的、効果的に実施して、効果的な施設管理と経費削減に努めます。

また、開設されてから、尾上地域福祉センターは35年目、碓ヶ関地域福祉センターは32年目となり、設備等の老朽化が進んでおり、修繕等については、平川市の担当課と連携・協議をして、適正な施設管理に努めます。

2. 事業内容

- (1) デイサービス事業
- (2) 研修養成事業
- (3) 相談事業（特別相談・法律相談）
- (4) 介護保険事業（居宅介護支援・通所介護・訪問介護）
- (5) 幼児・児童健全育成事業
- (6) 教養娯楽活動事業
- (7) 福祉情報の提供
- (8) ボランティア活動支援事業

3. 利用方法

原則として、平川市の在宅高齢者、障がい者、母子、児童および福祉関係団体を優先します。

◎平川市平賀児童館、尾上児童館の運営管理（指定管理者制度）

1. 目的

地域のニーズにあわせて、児童福祉サービスの展開を図るとともに、子育て情報の提供等を通じ、福祉のまちづくりを推進します。

そのうえで、児童館の果たす役割は大きく、次世代育成支援対策推進行動計画のもと、本会が有する社会資源を始め、関係機関との連携により、地域の子育て

ネットワークの拠点として、効果的な運営を図ります。

2. 事業内容

(1) 児童館事業は、児童に健全な遊びの場所を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に推進します。

また、家族や学校等と連携を図りながら推進します。

(2) 本事業を2ヶ所（平賀、尾上地域）に開設し、児童の安全管理・生活指導および遊びを提供します。

また、地域との連携を深め、家庭、学校、関係団体等と協力しながら、子育て支援の場として地域に開放します。

◎尾上・碓ヶ関在宅介護支援センター事業（受託事業）

1. 目的

在宅の要介護高齢者等又はその家族等からの在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように関係機関との連絡調整等の便宜を供与し、福祉の向上を図ります。

◎平川市地域包括支援センターブランチ事業（受託事業）

1. 目的

在宅の要介護高齢者または要介護となるおそれのある高齢者および介護者に対して、在宅介護の総合的な向上を図ります。

2. 事業内容

(1) 介護予防教室の開催（週 1 回程度実施）

(2) 一般介護予防事業：てんとうむし体操（年22回実施）

(3) 家族介護者教室の開催（年 3回実施）

(4) 認知症サポーター養成講座の開催（年 1回以上）

(5) 地域住民（高齢者）の実態把握をするとともに介護ニーズ等を評価します。

(6) サービス基本台帳の整備をします。

(7) 各種保険福祉サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供および積極的な利用について啓発を行います。

(8) 在宅介護に関する各種相談に対し、電話、面接、訪問等による総合的な対応を行います。

(9) 要介護高齢者等の家族等および相談協力員に対する指導・助言を行い、相談協力員との連携を強化します。

(10) 認知症高齢者の介護を含む家族介護方法の相談、家族介護サービスの利用に関する相談を行います。

(11) 住宅改修に関する相談および住宅改修に係る介護サービスの利用に関する相談を行います。

(12) 公的保険福祉サービスの利用申請手続きの受付けおよび代行の便宜を図る等のサービスの適用調整を行います。

(13) 平川市地域包括支援センターのランチ（地域住民の利便性を考慮して、地域住民からの相談を受付け、集約したうえで地域包括支援センターに繋ぐ窓口）として、業務の協力に関する事業を行います。

(14) 各関連領域の専門機関との連携を図ります。（認知症・虐待・権利擁護等）

(15) 平川市地域ケア会議へ毎月参加します。

◎地域支援事業の実施（受託事業）

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 生活支援コーディネーターの配置

(2) 一般介護予防事業

① てんとうむし体操 各22回（尾上・碓ヶ関在宅介護支援センター）

② 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

2. 包括的支援事業

平川市地域包括支援センターランチ事業

3. 任意事業

(1) 家族介護者教室 各 3回（尾上・碓ヶ関在宅介護支援センター）

(2) 家族介護者交流事業 年 1回（在宅介護者リフレッシュ事業）

◎平川市生活支援体制整備事業の実施（受託事業）

平川市では、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住民主体による生活支援と介護予防活動の創出に向けた体制作りの推進に取り組みます。

本会では、平川市の委託を受け、平川市全域を担当します。

1. 第1層生活支援コーディネーター業務

(1) 社会資源マップの更新

① 社会資源の追加、修正

② 社会資源マップの活用の周知

(2) 支え合いの意識の普及・啓発

- ①「通いの場」を運営する地域住民が、介護予防や健康づくりを通じて、支え合いの意識を高められるような機会を提供します。
- ②アウトリーチ（出前講座や「通いの場」立ち上げ支援等）により、支え合いの意識の普及・啓発に取り組みます。

(3) 生活支援の担い手の養成

- ①生活支援ボランティア養成講座、平川市認定ヘルパー養成講座を開催します。
- ②各養成講座の修了者を対象に、フォローアップ研修を開催します。

(4) 平川市、第2層生活支援コーディネーターとのネットワーク構築

- ①生活支援コーディネーター連絡会議を定期的で開催します。
- ②各種研修会に参加し、生活支援コーディネーターとしてのスキルアップを図ります。

(5) サービス創出にかかる指導、運営フォロー

- ①サービスの創出にあたっては、住民ニーズを把握して、平川市、第2層生活支援コーディネーターとの連携を密にして、支え合いの地域づくりに取り組みます。
- ②生活支援体制整備協議会において、事業報告を行います。

2. 第2層生活支援コーディネーター業務

平川市の委託を受け、第2層生活支援コーディネーター業務を実施します。

(1) 支え合いの意識の普及・啓発

- ①アウトリーチ（第2層協議体の開催、出前講座、「通いの」場立ち上げ支援等）により、支え合いの意識の普及・啓発に取り組みます。

(2) 住民主体サービスの立ち上げ支援

- ①利用者と住民主体サービスのマッチングを行います。
- ②碓ヶ関地域内における各種団体との話し合いを行います。
- ③「通いの場」のサービス立ち上げに関する指導、フォローを行います。
- ④平川市、関係機関等との連絡、調整を行います。

(3) 生活支援の担い手の養成

- ①生活支援ボランティア養成講座、平川市認定ヘルパー養成講座に参加します。
- ②必要に応じて、養成講座修了者のフォローアップを図ります。

(4) 平川市、関係機関等とのネットワーク構築

- ①生活支援コーディネーター連絡会議に参加します。
- ②その他の各種研修会に参加し、生活支援コーディネーターとしてのスキルアップを図ります。

◎生活困窮者自立相談支援事業の実施（受託事業）

生活困窮者は、心身の状況の低下、借金、家庭、人間関係の問題等、複合的で

多様な課題を抱えている場合も多く、また、生活困窮者の多くは離職や障がい起因する家庭内の問題であることや年齢層も様々であることから表面化しにくい傾向にあります。

しかし、解決が長引くほど状況は複雑化し、自立した生活に影響を及ぼします。

本相談事業においては、受け身の相談（待ちの姿勢）ではなく、必要に応じた積極的なアウトリーチ（出向いていく支援）も行い、生活困窮者の早期把握・早期発見に努め、包括的な伴走型支援、創造的な支援によりエンパワメントし、相談者が自立した生活を営めるよう努めます。

(1) 自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている方々に対し、相談支援員が相談を受けて、どのような支援が必要なのか相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

(2) 住居確保給付金の相談・受付業務

離職により住居を失った方または失う恐れのある方に、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当の住居確保給付金が利用できます。その申請窓口として、相談・受付業務を行います。

生活の拠点となる住居を整えたうえで、就職に向けた支援を行います。

(3) 就労準備支援事業

一般就労に向けた準備として、1年間を基本として、支援プログラムを作成し、生活リズムの安定や社会参加経験の獲得を目指した支援を実施していきます。

(4) 家計改善支援事業

家計の視点から相談支援を実施し、経済的な課題の背景にある家計問題について、相談者とともに理解し、相談者自身が家計管理をできるようになるよう支援を実施します。

また、必要に応じて司法書士や弁護士との連携、貸付の斡旋を行います。

(5) 支援調整会議の開催

自立相談支援事業や住居確保給付金の申請、家計改善・就労準備に向けて作成した支援プランの適切性や関係機関との情報共有、プランの評価、支援の終結といった内容を関係者で協議する支援調整会議を開催します。

(6) その他の支援

平川市で実施していない任意事業についても、相談者のニーズに応じて、あらゆる社会資源と連携し、課題の解決を目指します。

10. その他

(1) 福祉関係団体の事務及び事業への協力

各福祉関係団体は組織として、目的をもった任意団体であり、本会と連携して地域福祉の向上に寄与するため、事務委託契約を締結して、その活動を支援します。

※事務委託契約に基づく福祉関係団体事務

- ①社会福祉法人青森県共同募金会平川市共同募金委員会
- ②平川市老人クラブ連合会
- ③平賀地区・尾上地区老人クラブ
- ④平川市母子寡婦福祉会
- ⑤平川市手をつなぐ親の会
- ⑥平賀地区・尾上地区赤十字奉仕団
- ⑦平川市ボランティア連絡協議会
- ⑧平川市遺族会
- ⑨平川市身体障害者福祉会碓ヶ関支部